第三十九条の二十九を次のように改める。

第三十九条の二十九　削除

第三十九条の三十三第五項中「第二百十一条第一項」を「第二百十三条第一項」に改める。

第三十九条の三十三の二の次に次の一条を加える。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）

第三十九条の三十三の二の二　法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令で定める国内源泉所得は、法人税法施行令第百八十条第一号、第二号及び第五号に掲げる所得とする。

2　法第六十七条の十六の二第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の外国法人の当該事業年度の同条第一項に規定する対象国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が益金の額に算入すべき金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とする。

3　法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条及び第二百十三条の規定の適用については、同令第二百三条第一項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）の規定並びに」と、同条第二項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」と、同令第二百十三条第一項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）の規定並びに」と、同条第二項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

4　前三項に定めるもののほか、法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九条の三十四の二を削る。

第三十九条の三十四の三第一項及び第二項中「第六十八条の二の二第一項」を「第六十八条の二第一項」に改め、同条を第三十九条の三十四の二とする。

第三十九条の三十四の四第一項中「第六十八条の二の三第一項」を「第六十八条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「第六十八条の二の三第二項第一号」を「第六十八条の二の二第二項第一号」に改め、同条第四項中「第六十八条の二の三第三項」を「第六十八条の二の二第三項」に改め、同条第五項中「第六十八条の二の三第五項第二号」を「第六十八条の二の二第五項第二号」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の二の三第一項」を「第六十八条の二の二第一項」に改め、同条第十項中「第六十八条の二の三第五項第三号」を「第六十八条の二の二第五項第三号」に改め、同条第十一項中「第六十八条の二の三第一項」を「第六十八条の二の二第一項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の二の二第四項第四号」を「第六十八条の二の二第五項第四号」に改め、同条第十四項中「第六十八条の二の三第五項第五号」を「第六十八条の二の二第五項第五号」に改め、同条を第三十九条の三十四の三とする。

第三十九条の三十五第二項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の二第五項第一号」に改め、同条第五項中「第百八十四条第一項第十八号」を「第百八十四条第一項第十九号」に改める。

第三十九条の三十五の二第八項第一号中「元本の額」の下に「及び評価・換算差額等の額の合計額」を加える。

第三十九条の三十六第七号中「附則第八十六条第四項又は第八十七条第一項」を「附則第八十七条第一項」に改め、「第四十七条又は」を削る。

第四十二条の六第二項を次のように改める。

2　法第八十条第一項第一号、第二号ロ及び第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項第一号から第三号までに掲げる事項について登記を受ける者の次に掲げる計画に基づき増加した資本金の額を合計した金額とする。

一　法第八十条第一項に規定する認定事業再編計画

二　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定の適用に係る同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画

三　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下第六号までにおいて「食品等持続的供給法」という。）第十七条第一項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第六条第一項の認定を受けた同項に規定する安定取引関係確立事業活動計画（食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

四　食品等持続的供給法第十七条第二項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する流通合理化事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

五　食品等持続的供給法第十七条第四項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第九条第一項の認定を受けた同項に規定する環境負荷低減事業活動計画（同条第八項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

六　食品等持続的供給法第十七条第五項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第十条第一項の認定を受けた同項に規定する消費者選択支援事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

第四十三条の三第一項第三号イ及びロ中「二年」を「三年」に改め、同条第二項第一号中「十年」を「十五年」に改める。

第四十五条の四第三項中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第四十六条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族で同協定第十五条第一項(a)に規定する海軍販売所又はピー・エックス（以下この項において「」を「同項に規定する合衆国軍隊の構成員等が、海軍販売所等（同項に規定する」に、「」という。）において物品」を「をいう。以下この項において同じ。）において免税対象物品（同条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、「ものが、その購入の」を削り、「当該物品」を「当該免税対象物品」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「物品」を「免税対象物品」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の二第二項中「消費税法施行令」の下に「（昭和六十三年政令第三百六十号）」を、「ついては」の下に「、同令第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日）」と」を加え、「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第四十六条の八の二及び第四十六条の八の三を次のように改める。

（輸出酒類販売場における免税販売手続等）

第四十六条の八の二　法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める者は、日本国籍を有する者であつて、国内（酒税法の施行地をいう。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類（当該書類に係る電磁的記録（同条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。）を含む。次項第二号において同じ。）により確認がされた者とする。